

石川県公報

平成 29 年 12 月 19 日
第 13065 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

<p>告 示</p> <p>○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課) 1</p> <p>○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同) 2</p>	<p>○石川県建設工事標準請負契約約款の一部改正 (監 理 課) 3</p> <p style="text-align: center;">選挙管理委員会</p> <p>○石川県国民審査事務執行規程の一部改正 3</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

告 示

石川県告示第553号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成29年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「アナルフリスト」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「キメマン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「逆アナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Devil CUTiE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Miracle magic」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「ウケアナル 裏リキッド」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「前立腺スプラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「恍惚けつまん」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「とろまんぺろん」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「zombie LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「AMSTERDAM xxx」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「よだれダラダラ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「恍惚とろとろ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「悶絶ぐちゃぐちゃ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「五感ビンビン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「cool lesbian」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「UPPER TIME」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「熊男生掘り」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「MADONNA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「fixer」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「LOST」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (22) 次の写真に示すとおり、被包に「欲情とろ〜り」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「KABUKI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「ピクピク気絶」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「バグバク吐息」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「HEAT SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「四十八手」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「nexus」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「HARD QUEEN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「sex changes」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「Hooligan」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「Havenly」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SEX WARRIOR」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「誘惑」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「BRAVE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「Orgasm Spider」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「anonymous」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「WILD 4」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「SPANKING MAN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「BOURBON」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「Bunny HOP」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「Diabolo」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「Brain Cube」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXY STAR」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「Flash NEO」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「Boost SP mix」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「PUNK STAR」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「Go revenge」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「Eexistence」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「SM Revenge」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「Hold on me」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (52) 次の写真に示すとおり、被包に「Precious Night」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

平成29年12月20日

石川県告示第554号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成29年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事指定薬物の名称

- (1) アダマンタン-1-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類
- (2) 1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- (3) 2-[(4-ブプロモ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の

作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

平成29年12月20日

石川県告示第555号

石川県建設工事標準請負契約約款（平成8年石川県告示第145号）の一部を次のように改正し、平成30年1月1日から施行する。

平成29年12月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

第3条の見出しを「(工程表及び請負代金内訳書)」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることができる。
- 3 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 4 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第6条の2第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

- 3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を受注者と直接下請契約を締結する下請負人としてはならない。

第6条の2第3項各号中「届出の義務」を「届出」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「前項以外の場合においても、社会保険等未加入者」を「第3項に規定する下請負人以外の下請負人についても、社会保険等未加入建設業者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第99号

石川県国民審査事務執行規程（昭和30年石川県選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月19日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

別記第3号様式（その6）を次のように改める。

第三号様式 (その六)

⑥ 無 効 投 票 内 訳 票							
点字投票 以外の 投票	区分	所定の用紙を用いないもの		×の記号以外 の事項を記載 したもの	審査に付される裁判官としてその氏名が 印刷された者が1人の場合、×の記号を 自ら記載したものでないもの（審査に付 される裁判官としてその氏名が印刷され た者が2人以上の場合、そのすべてにつ いて記載を無効とされたもの）		計
	数量						
点字投票	区分	所定の用紙を 用いないもの	審査に付され る裁判官の氏 名のほか、他 事を記載した もの	審査に付され る裁判官の氏 名以外の事項 のみを記載し たもの	審査に付される裁判 官が1人の場合、そ の者の氏名を自書し ないもの（審査に付 される裁判官が2人 以上の場合、そのす べてについて記載を 無効とされたもの）	審査に付される裁判 官が1人の場合、審 査に付される裁判 官の何人を記載した かを確認し難いもの （審査に付される裁 判官が2人以上の場 合、そのすべてにつ いて記載を無効とさ れたもの）	計
	数量						

別記第5号様式を次のように改める。

第五号様式

最高裁判所裁判官国民審査投票に関する調		市町開票区			
審査当日の有権者数		人			
投票者数		人			
棄権者数		人			
投票の内訳	区 分		枚 数		
	有効投票	点字投票以外の投票	全部有効	枚	
			一部有効	枚	
			計	枚	
	投票	点字投票	全部有効	枚	
			一部有効	枚	
			計	枚	
	無効投票	点字投票以外の投票	所定の用紙を用いないもの	枚	
			×の記号以外の事項を記載したもの	枚	
			審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が1人の場合、×の記号を自ら記載したものでないもの（審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が2人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされたもの）	枚	
			計	枚	
		点字投票		所定の用紙を用いないもの	枚
				審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの	枚
			審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの	枚	
			審査に付される裁判官が1人の場合、その者の氏名を自書しないもの（審査に付される裁判官が2人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされたもの）	枚	
	審査に付される裁判官が1人の場合、審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの（審査に付される裁判官が2人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされたもの）		枚		
	計	枚			
投票総数		枚			
記載無効（無効投票を除く）		点			
備考					

備考 投票者数と投票総数が符合しないときは、備考欄にその理由を付記すること。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

